

令和3年4月から、法制審議会担保法制部会において調査審議中。令和4年3月までに14回開催。

諮問文

動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、担保に関する法制の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。【諮問第114号】

<主な検討テーマ>



事業担保制度に関する主な論点（部会資料10より抜粋）

● 事業担保制度の導入に関する総論的な検討課題

1. 事業担保制度導入の是非
2. 事業担保権を利用することができる者の範囲
3. 事業担保権の対象となる財産の範囲
4. 事業担保制度と他の担保制度との関係

● 事業担保権と他の担保権との優先関係

● 事業担保権の効力

1. 事業担保権の優先弁済権の範囲
2. 事業担保権設定者の処分権限
3. 一般債権者が差し押さえた場合の担保権者の保護
4. 個人保証等の制限

● 事業担保権の実行

1. 事業担保権の実行方法
2. 収益執行型の実行方法の要否
3. 私的実行の可否

● 事業担保権の倒産手続における取扱い